

## 指定証記載事項変更届出書

覚せい剤取締法第30条の5において準用する同法第12条第3項の規定により、覚せい剤原料研究者の指定証の記載事項に変更を生じたので、指定証を添えて届け出ます。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

㊞

千 葉 県 知 事

様

指定証の番号	第 号	指定年月日	年 月 日
変更すべき事項			
変 更 前	研究所の名称		
	住 所		
	氏 名		
変 更 後	研究所の名称		
	住 所		
	名 称		
変更の事由及びその事由の発生日		平成 年 月 日	

担当者名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_